河南町消費生活だより

第１３号　平成２６年６月発行

【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所１階　７番窓口奥

☎０７２１－２５－１０００

平日　午前１０時～１２時

午後１時～３時

みなさん、こんにちは。

私たちは、日常生活の中で、様々な「契約」をしています。

日頃から契約に関する基礎知識を身に付けておくことは、契約トラブルや悪質商法からの被害を未然に防ぐことにつながります。

そこで、第１３号では、「契約」について考えたいと思います。

契約の基礎知識

＜契約とは･･･＞

単なる約束とは違う、法的な責任が生じる「約束」のことです。

契約成立

- ✓ 契約書がなくても、当事者同士の合意があれば口頭でも成立します。
- ✓ 契約が成立すると、当事者には「権利」と「義務」が生じます。
- ✓ いったん締結した契約は、原則、一方的にやめることは出来ません。

＜身近な契約には以下のようなものがあります＞

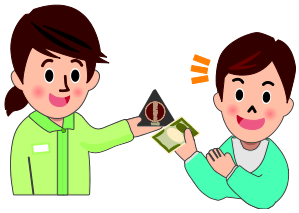

売買契約

旅行契約

賃貸借契約

契約をした後になって、「契約をしないほうがよかったかな？」と悩んだり、「だまされたかも…」と不安になったり、契約書を確認したら、「聞いた話と違う」などということに気づくこともあります。そこで契約するときのチェックポイントをご紹介します。

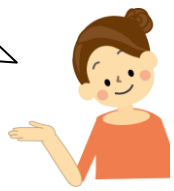

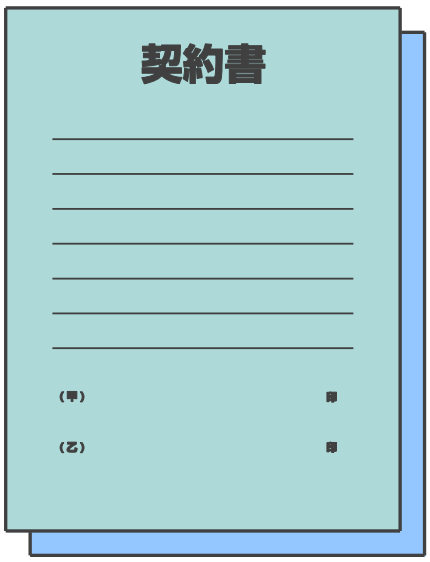

誰と、どんな内容で契約するか

しっかり確認！！

契約するときのチェックポイント

- ◆ 商品やサービスの内容は明確ですか。
  また、その商品やサービスは今、本当に必要ですか。
- ◆ 代金は全部でいくらですか。
  代金のほかに、今後かかる費用はありませんか。
- ◆ 事業者から説明されたことは契約書に書かれていますか。
- ◆ 解約に関する規定や損害賠償・違約金に関する規定は確認しましたか。
- ◆ 契約する前に複数の業者から見積もりをとり、比較検討しましたか。
- ◆ 契約書に、一方的に不利益になるような事柄は書かれていませんか。

事業者のセールストークは安易に信用せず、自分にとって不要な商品やサービスを勧められても、はっきりと断りましょう。

また、クーリング・オフ制度や不実告知（事実と異なることを告げられ契約した）などの条件により、契約の解除や取り消しができる場合もあるので、契約書類は大切に保管し、契約トラブルから身を守りましょう。

河南町消費生活友の会　会員募集！

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。

消費生活について興味のある方、ぜひ一緒に消費者問題について学んでみませんか。

▽主な活動内容

バザーなどのリサイクル推進活動

量目調査（商品の内容量が適正であるかの調査）

社会見学など…

【発行・問い合わせ先】　河南町役場　環境・まちづくり推進課（役場２階）

☎０７２１－９３－２５００　（内線２８１・２８２）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。